

キャナルタウン広場

使用ガイドブック



**神戸市都市局
まち再生推進課**

令和6年4月

目次

1. キャナルタウン広場とは？	1
(1)魅力的な広場って？	2
(2)これだけは意識してみてください。	3
(3)どんな使い方ができる？	3
2. 広場情報.....	4
(1)イベント等での使用可能時間	4
(2)使用可能設備.....	4
(3)使用可能エリア.....	4
(4)運河の水質について	5
3. 申請手続きについて	5
(1)使用条件.....	5
①使用できる内容.....	5
②使用できる人・団体.....	5
③使用日(貸付規程第6条)	5
④禁止事項(貸付規程第9条)	5
⑤遵守事項(貸付規程第10条)	6
(2)申請・使用の流れ	7
①全体フロー	7
②事務局	7
③空き状況の確認・事前相談	7
④申し込み	8
⑤関係法令の遵守	9
⑥優先順位(貸付規程第8条)	9
⑦近隣への事前周知	10
⑧承諾	10
(3)料金について	10
①広場使用料	10
②使用イメージ	10
③減免	11

(4)変更・キャンセル	11
①使用内容を変更する場合	11
②災害、天候不順などの理由により使用不能となった場合	11
③中止の周知	11
(5)広報	11
 4. 使用当日の注意事項	12
(1)実施当日の問い合わせ先	12
(2)広場使用者の責任	12
(3)承諾書の携帯	12
(4)通行者への安全配慮	12
(5)原状回復	13
(6)車両での搬入出	13
(7)電源の使用	13
(8)設置物について	13
(9)周辺環境に関する配慮	13
(10)その他	14

1. キャナルタウン広場とは？

JR 兵庫駅南側の約 3000 m²の駅前広場です。市民のみなさんが自由に使うことができます。

(1)魅力的な広場って？

みなさんは、魅力的な広場ってどんなものだと思いますか。ごみのないきれいな広場、こどもが安心安全に過ごせる広場、人で賑わっている広場…人それぞれいろんな考え方があると思います。

例えば、イベントで人が賑わう光景も、もちろん活気があって素敵ですが、それ以外の‘普通の日’の光景を彩るのは、みなさんが広場で過ごす何気ない日常だと思いますか？

何気ないといつても、「待ち合わせに使うくらいしかしたことないわ」「キャナルタウン広場つて通り道っぽいし、そんなゆっくりできひんやろ」そんな声も聞こえてきそうです。

そこでキャナルタウン広場は、‘広場’の原点に立ち返り、自由に過ごしてほしい、みんなの広場で〇〇してみたい！を後押ししたいと考えています。

好きなことと言っても何をしていいのか分からぬ…可能性は無限大ですが、例えば、休憩、読書、昼寝、レジャーシートを敷いてごはんを食べる、ストレッチ、カードゲーム、コーヒーを飲んでみる、とかでしょうか。

ただし、自由に過ごす=まわりの人のことをまったく気にせず好き勝手に行動することではありません。みんなが気持ちよく過ごすためには、モラルやマナーといった、他者を思いやる一人一人の意識が大切になります。広場で過ごすにあたって、これだけはみなさんに意識してほしい、という内容を次の(2)に記載しましたので、心に留めてみてください。

(2)これだけは意識してみてください。

- ・ゴミは持ち帰りましょう。
- ・広場には小さな子どももいます。タバコは吸わないでください。
- ・広場の地面や施設を著しく汚したり、壊したりすることはしないでください。

ほかの人の利用に関して、暖かい目で見守り受け入れてみましょう。

キャナルタウン広場では、みんなが過ごしやすい広場にするために、今後はなるべく「〇〇しないでください」といった禁止ルールを増やすのではなく、「〇〇やってみよう」といった前向きなルールづくりに取り組みたいと考えています。

(3)どんな使い方ができる？

みんなの自由な発想で過ごしてみてください。

どんなことをするかによって、使用前に手続きが必要かどうか変わります。

申請が必要な行為の例

- ・各種イベント
- ・企業の販売促進活動
- ・物販
- ・発表会
- ・健康診断
- ・募金活動
- ・火気使用がある
- etc…

申請が不要な行為の例

- ・読書・ヨガ・写真・絵を描く
- ・レジャーシートを敷いてお弁当を食べる
- ・近くのお店で買ったものを飲む・食べる
- ・昼寝
- ・テレワーク
- etc…

次ページ以降をよくお読みいただき
申請手続きを行ってください。

申請は不要です。周りの使用者の存在も気にかけ、譲り合いながら自由に過ごしてみてください。

イベント等で使用している日はその使用者が優先的に使用できるようご配慮をお願いいたします。

ここから先は、申請が必要な行為に該当した場合に読み進めてください。

2. 広場情報

(1) イベント等での使用可能時間

・原則 8時00分～17時00分

(設営・片付けの時間を含む。ただし別途許可を得た場合はこの限りではありません。)

(2) 使用可能設備

・広場備え付けの設備はありません。電源等は使用者にて準備をお願いいたします。

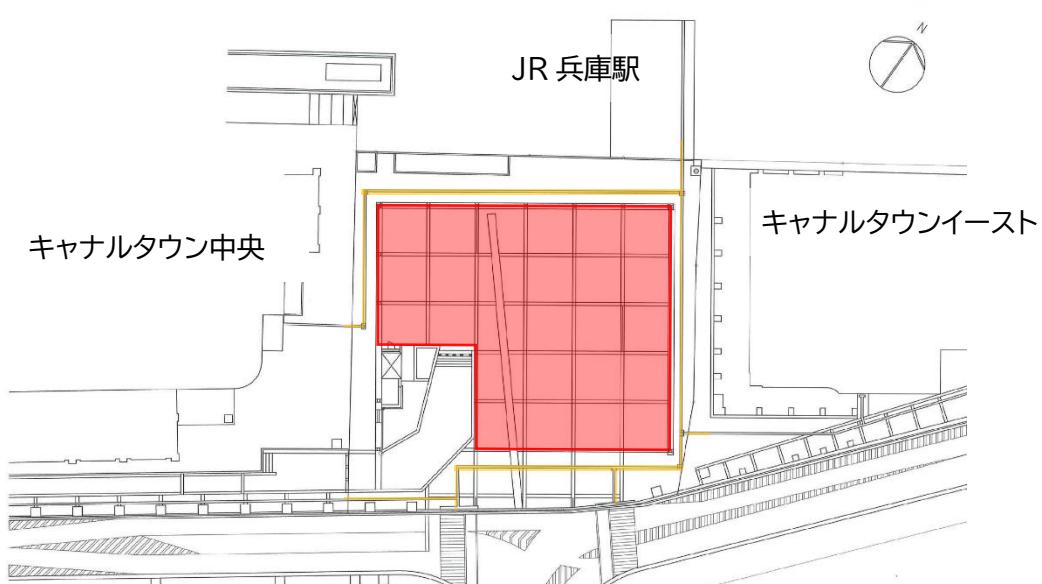
(3) 使用可能エリア

・赤枠内が使用可能エリアです。(約1500m²) 概ね街灯の内側です。

・エリアの周囲には点字ブロックがあります。点字ブロックに近接した箇所への設備の設置等はご遠慮ください。

・当広場はJR兵庫駅への動線にもなるため、使用の際は歩行者への配慮もお願いします。

・また広場周辺施設で火災等が発生した場合は、緊急車両が広場内に進入する必要があります。その際はイベント設備の撤去や荷物搬入車両の移動等のご協力をお願いします。



(4)運河の水質について

キャナルタウン広場にある運河については日々の水質管理、定期的な水の入れ替え清掃を行っていますが、気温の急激な上昇等によりわずか数日で水面の色が著しく変化してしまう場合がございます。イベント当日の水面の状況に関しては保証できかねますのでご了承ください。

イベント実施のために運河の清掃、水の入れ替えの必要がある場合は、その費用の使用者負担も検討させていただく旨ご了承ください。

3.申請手続きについて

(1)使用条件

①使用できる内容

- ・火気を使用する場合は、その規模にかかわらず申請前に神戸市と協議が必要です。
- ・物販をされる場合は申請前に神戸市と協議が必要です。

②使用できる人・団体

- ・制限はありません。団体、個人を問いません。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は使用できません。(貸付規程第5条第3項)

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 広場及び周辺施設を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公衆の広場の使用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団及び暴力団員の関与があると認められるとき。

③使用日(貸付規程第6条)

- ・原則 2 日を超えて引き続き使用することができません。ただし別途許可を得た場合はこの限りではありません。

④禁止事項(貸付規程第9条)

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (2) 施設及び周辺施設を損傷し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 公衆の利用に支障を及ぼすおそれのある行為
- (4) 承認を得ずに、車両を乗り入れ、又は留め置く行為
- (5) 立入禁止区域に立ち入る行為
- (6) 火災、爆発、その他危険を生ずるおそれのある行為
- (7) 騒音や大声を発する等、公衆の迷惑になるおそれのある行為
- (8) 政治団体、宗教団体等による集会等(通行等に支障のない政治目的の演説等は除く)
- (9) その他、広場の管理に支障がある行為

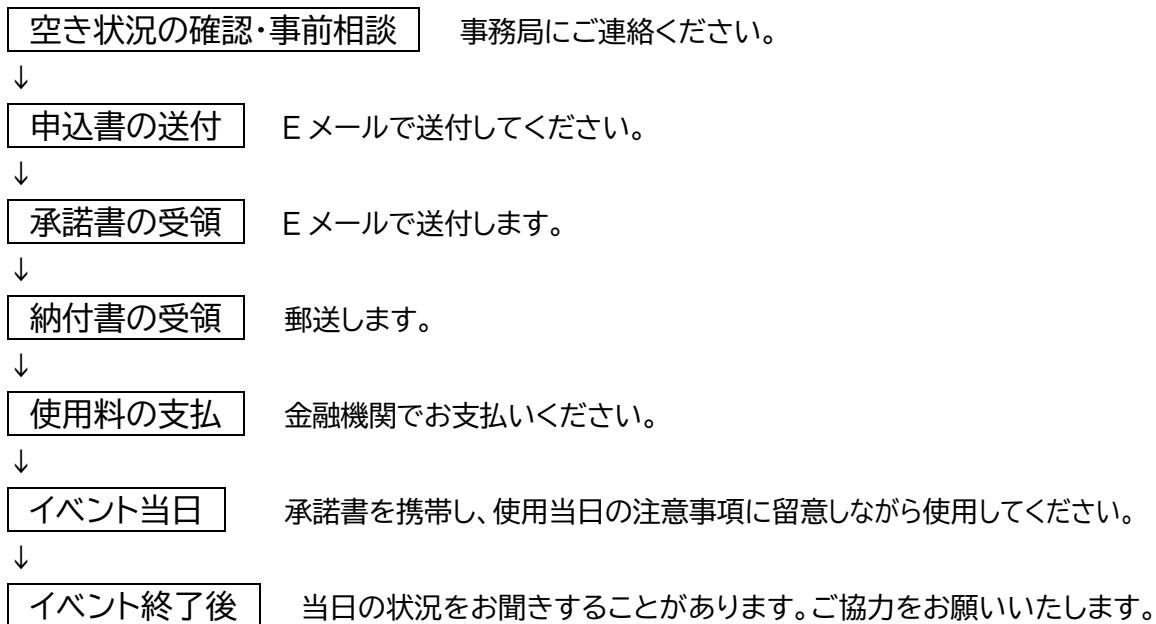
⑤遵守事項(貸付規程第10条)

- (1) 広場を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 使用に伴い必要な関係者の承認、許可等は、全て使用者が自己の責任にて取得しなければならない。
- (3) 公衆の通行の妨げにならないように、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 使用の中止、又は使用内容を変更する場合は、速やかに神戸市に届け出て、承諾を得なければならない。
- (5) 使用中は、必ず承諾書を携帯し、神戸市が提示を求めたときは提示しなければならない。
- (6) 使用中は、承諾書に記載した責任者等を配置して、安全確保に努めなければならない。
- (7) 使用中、施設を汚損し、又は損傷したときは、直ちに神戸市に届け出て、神戸市の定める損害額を賠償しなければならない。
- (8) 使用中、第三者に損害を与えたとき、又は第三者との紛争等を生じたときは、全て使用者の責任と費用負担で解決しなければならない。
- (9) 使用中、神戸市は、使用区域に立ち入ることができるものとし、使用者はこれに応じなければならない。
- (10) 使用満了の時点、又は承諾の取消しがあったときは、直ちに原状に回復し、神戸市の検査及び指示を受けなければならない。
- (11) 使用後は直ちに跡片付けをし、発生するゴミは責任をもって処理しなければならない。
- (12) 承諾により得た権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (13) 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、業務を容認してもらうことや業務に関して紛争を解決、鎮圧してもらうことの対償として、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。また、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。
- (14) その他使用に当たっては、全て神戸市の指示に従わなければならない。

(2)申請・使用の流れ

①全体フロー

使用申請から、使用後までの大まかな流れになります。



②事務局

日之出商事株式会社（神戸市が申請の受付を委託する事業者です）

078-231-2511 平日・土曜 8:30~17:30

③空き状況の確認・事前相談

- ・広場の空き状況については、事務局までお問合せください。
- ・すでに予約が入っている日時でも、使用箇所や時間が異なる場合は使用できる可能性があります。ただし、使用調整は申込者同士で行っていただきます。（神戸市・事務局では行いません）

④申し込み

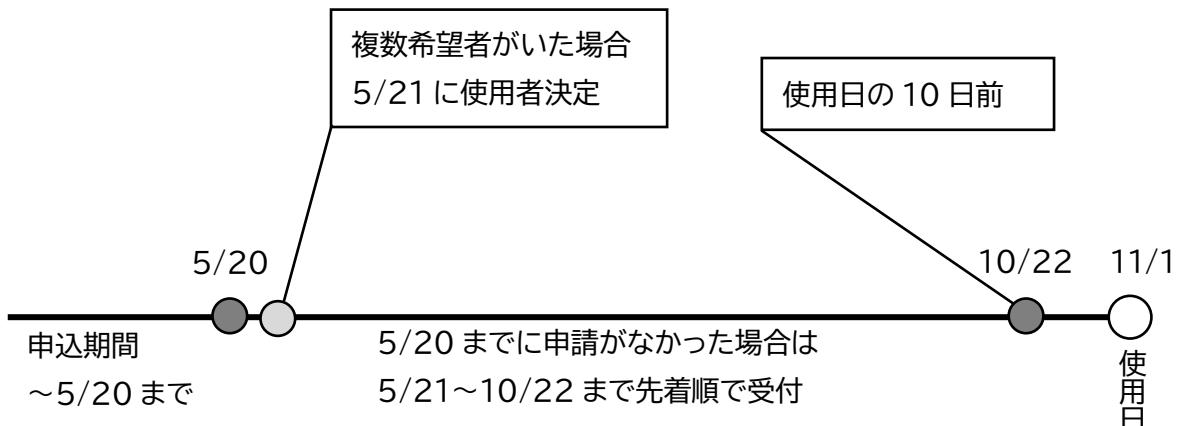
【申し込み期限】

申込書の提出は使用希望月の 6 か月前の 20 日までにお願いします。同じ日に複数の申請があった場合は、貸付規程8条に基づき使用者を決定します。

使用希望月の 6 か月前の 20 日までに使用希望者がいる場合は使用日の 10 日前まで先着順で受け付けます。

(例)11月1日に使用したい場合(申請日で決定方法が変わります)

- ・5月20日までに申請をしてください。5月21日に申請者を決定します。
- ・5月21日から10月22日までの申請は、空きがあれば先着順で決定します。
- ・10月23日以降の申請は受付できません。日程を翌月以降に調整してください。



【提出方法】

- ・様式に記入の上、事務局まで送付してください。
- ・原則、E メールで申請を行ってください。E メールの使用が難しい場合は、事務局までご相談ください。
- ・様式はエクセルですが、PDFに変換せずにエクセルのまま送付してください。
- ・押印は不要です。
- ・広場の全面使用や音出し等を理由に、使用時間内に他団体の同時使用が好ましくない場合は、その旨をメールに記載してください。

【様式ダウンロード】

神戸市ホームページ キャナルタウン広場 資料集:【貸付申込書】

<https://www.city.kobe.lg.jp//a96653/canaltownhiroba.html>

【送付先】

info@hinodeshoji.co.jp (日之出商事株式会社)

【添付資料】

- ・車両の動線や配置計画、機材配置計画など

大規模なイベントで、車両による荷物の搬入や機材等を多く設置する場合

- ・イベントに関するチラシ

申込書だけでは、イベント内容の把握が難しい場合

(チラシの他、過去に申請者が実施した類似イベント等の写真・実施イメージに近いイベントの写真やイメージ図でも可)

※申し込み内容によっては、その他の資料を求める場合があります。

⑤関係法令の遵守

広場使用の際は、関係法令(消防法・建築基準法・食品衛生法等)を遵守し、関係機関との調整や届け出が必要になる場合は、使用者側でその手続きを行ってください。

【飲食営業を実施する場合】

- ・実施内容を所轄保健所(西部衛生監視事務所／078-771-7497)に相談してください。

神戸市ホームページ 各衛生監視事務所:

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99427/kenko/health/hygiene/kansijimusyo.html>

→露店営業許可証又は臨時営業許可証の写しをイベントの10日前までに事務局へ提出してください。

- ・食中毒対策等のため、PL 保険(生産物賠償保険)等の加入を推奨します。

【火気を使用する器具等を取り扱う場合】

- ・消火器の準備と露店等の開設届出書を消防局へ提出をお願いします。届け出方法、連絡先については下記 HP をご参照ください。

神戸市消防局ホームページ 「露店等の防火対策」:

<https://www.city.kobe.lg.jp/a10878/bosai/shobo/bouka/jourei01.html>

→露店等の開設届出書の写しをイベントの10日前までに事務局へ提出してください

⑥優先順位(貸付規程第8条)

1 使用月の6か月前の月の 20 日までに、同一使用日の申込みが2以上あった場合は、申込書受付順に関係なく、下記の優先順位に基づいて使用者を決定します。

- (1) 第1順位:公共団体又は教育機関等が行う公益上必要な使用
- (2) 第2順位:神戸市内の地域団体が地域のにぎわいに資する使用
- (3) 第3順位:前各号以外の申込者

2 前項において、同一優先順位の申込みが2以上あった場合、抽選により使用者を決定します。

3 使用月の6か月前の月の 20 日を過ぎても申込書の提出がない場合は、申請順で使用者を決定します。

(補足)前各項の規定は、1月に行われる「十日戎大祭」においては適用しません。

⑦近隣への事前周知

・音や大量の煙、においを出す可能性がある場合等、近隣施設への影響が想定される場合は、近隣施設(キャナルタウン中央管理組合、JR西日本、キャナルタウンイースト管理事務所)へ事前に周知をお願いいたします。要望があった場合はご対応をお願いします。

⑧承諾

申し込み後、事務局より貸付承諾書を発行します。Eメールにて送付しますので、イベント当日、責任者は承諾書を携行してください。

(3)料金について

- ・使用時間は2段階、使用面積は7段階とっています。
- ・設営及び撤去時間も使用料が発生します。

①広場使用料

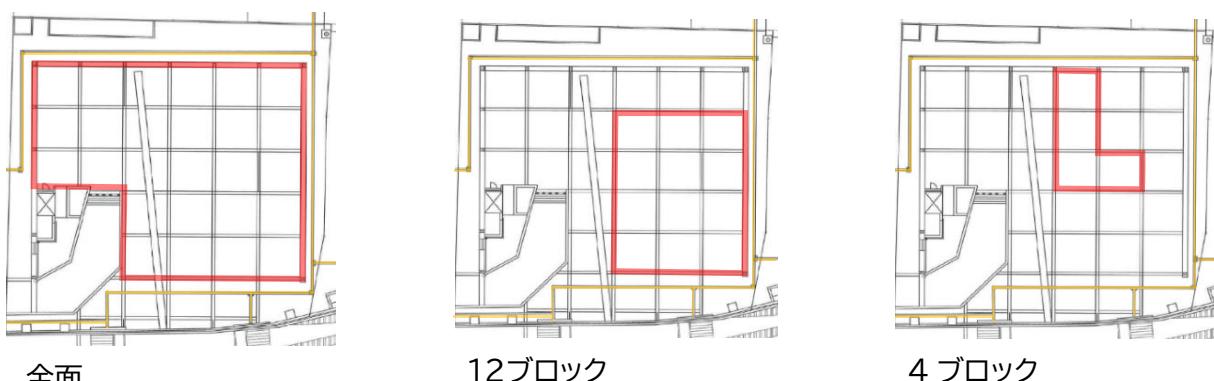
ブロック数	面積(m ²)	1日	半日(5時間)
全面	1,500	35,100	19,500
24	1,350	32,400	18,000
20	1,125	27,000	15,000
16	900	21,600	12,000
12	675	16,200	9,000
8	450	10,800	6,000
4	225	5,400	3,000

※1ブロックとは約7.5m×約7.5mごとにある白タイルを4角とした升目とします

※2024年3月末までキッチンカー事業のため全面利用はできません。

※2024年5月頃から8月頃まで工事のため運河周辺のブロックの利用ができません

②使用イメージ



全面

12ブロック

4ブロック

③減免

下記の使用については減免を行います。

- ① 公共団体又は教育機関等が公益上必要な目的で使用する場合…貸付料の免除
- ② 神戸市内の地域団体・個人が地域のにぎわいを目的として使用する場合…貸付料の免除
- ③ 神戸市内の地域団体・個人が使用する場合…貸付料の 1/2 減免
- ④ 上記の①から③以外の団体が平日に使用する場合…貸付料の 1/2 減免
- ⑤ その他、減免・免除することが必要と都市局長が認めた場合

(4)変更・キャンセル

①使用内容を変更する場合

下記の場合は速やかに、申込書を再提出してください。

その際は当初申請時に発行している承諾書を添えてご提出ください。変更届出の内容確認後、変更内容に問題がない場合は、承諾書を再交付します。

- ・使用日時の変更
- ・大幅な企画内容の変更
- ・使用位置の大きな変更 等

レイアウトなどの軽微な変更の場合は、内容をお知らせ頂くだけで結構です。

②災害、天候不順などの理由により使用不能となった場合

- ・暴風、大雨、洪水、雷、濃霧警報が神戸市兵庫区に発表された場合は、原則開催を中止してください。
- ・災害、天候不順などの理由で日程変更をする場合、改めて申込書をご提出ください。

③中止の周知

- ・広場使用者が責任を持って中止の旨を周知してください。
- ・来場者からの問い合わせにつきましては、問い合わせ者の連絡先を伺い、広場使用者に通知しますので、広場使用者で対応してください。市での対応は行いません。

(5)広報

- ・イベントの広報開始は、承諾書が交付されてから行ってください。
- ・チラシ、WEB サイト、SNS にて広報を行う場合は、一般の方々が問い合わせ可能な連絡先（電話番号やメールアドレス等）を記載してください。
- ・実施内容について取材を受ける場合は、神戸市にお知らせください。

4. 使用当日の注意事項

(1) 実施当日の問い合わせ先

- ・イベントそのもののトラブルに関しては使用者で解決してください。

【広場や運河の設備についての連絡先】

- ・実施当日に、広場や運河の設備についてトラブルなどございましたら、下記までご連絡ください。営業時間の都合により、おかげになる時間帯で電話番号が変わります。

平日 ・ 土曜日 8:30 ~ 17:30

→ 日之出商事株式会社 078-231-2511

平日 ・ 土曜日 17:30以降、

日曜 ・ 祝日 終日

→ 有限会社アクア 078-841-9280（自動音声案内による受付です）

ガイダンスが流れますのでメッセージ中に連絡先の電話番号と内容を残してください。メッセージ内容が担当者に転送され、折り返しご連絡をします。

※メッセージに電話番号を残していただかないと担当者からの折り返しができません。ご注意ください。

※(有)アクア・日之出商事(株)は神戸市が広場の施設管理・清掃を委託している事業者です。

(2) 広場使用者の責任

- ・神戸市は一切の責任を負いません。事故等があった場合は、使用者において責任をもって解決してください。
- ・使用中及び設営・撤去の際の安全確認や警備や来場者の整理は使用者の責任で行ってください。
- ・拾得物対応、遺失物対応、傷病者発生時対応、クレーム対応、不審者・ケンカ・暴力行為等への対応についても使用者において実施してください。
- ・広場の使用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品の盗難、破損等のすべての事故について、その責は広場使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。(イベント保険等へのご加入をお勧めします)

(3) 承諾書の携帯

- ・使用日当日は、承諾書を必ず携帯してください。

(4) 通行者への安全配慮

- ・キャナルタウン広場はたくさんの通行者がいます。使用中は通行者の安全確保を最優先としてください。

(5)原状回復

- ・広場の設備等を損傷した場合、その回復に要する費用は広場使用者の負担となります。
- ・広場使用については、原状回復が基本です。設営物の搬入時や使用中は広場の保護に留意し必要に応じて予防措置を講じてください。
(例)重量物の設置→コンパネ等での十分な養生
床面を汚損する可能性がある→床面の養生
- ・糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことの出来ない行為は禁止します。
- ・使用後は現状復旧し、周辺も含めて清掃を行ってください。
- ・発生したゴミは、当日持ち帰ってください。

(6)車両での搬入出

- ・荷物の搬入等で広場内に車両を乗り入れる場合は、通行者の安全を最優先してください。
- ・荷物搬入後はすみやかに車両を移動してください。
- ・使用時間中、荷物搬入車両やキッチンカー等を停車しておく場合は、申請の際にその場所を明示してください(申請書様式1—2への車両場所明示、または別途資料を準備ください。)
- ・路上駐車、迷惑駐車は厳禁です。
- ・広場内でのイベント関係者の自家用車の駐車は禁止です。

(7)電源の使用

- ・広場内にはイベントに使用できる電源がありません。使用者負担により電源の確保をお願い致します。
- ・延長コードを使用する場合は、通行者が転倒しないようにできるだけ通行量の少ない場所に設置し、必ずケーブルプロテクター等で養生してください。

(8)設置物について

- ・のぼり、パラソル、テント、ステージ等の設置物は、倒れないよう固定してください。
- ・特にテントは、全ての脚に必ずウエイトを設置してください。
- ・連続した複数日で広場使用する場合の機材や荷物の残置は、通行人の事故や残置物の盗難などの防止に努めていただき、必要に応じて警備員の配置をお願いいたします。

(9)周辺環境に関する配慮

- ・音出しが伴う場合は、周辺施設に迷惑が掛からない範囲でお願いします。クレーム等が寄せられた際には、音出しの中止を求める場合があります。
- ・使用内容に対する苦情は、誠意をもって広場使用者にて対応してください。
- ・神戸市に連絡がきた苦情についても、広場使用者に連絡し、対応いただきます。
- ・通行者や周辺施設から苦情が寄せられた場合は、イベントを中止していただく場合があります。

- ・広場は公共的な空間であることを考慮し、滞留者や通行者が不快に感じる行為や支障がでる行為（過度な呼び込み等）はご遠慮ください。場合によっては音量制限や内容の変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ・使用内容によっては、別途、誓約書等の提出をお願いする場合もありますのであらかじめご了承ください。

(10)その他

- ・本ガイドに定めのない事項に関しては、神戸市と協議の上、善良に対処してください。
- ・本ガイドの記載事項や使用方法に関して、神戸市・広場管理者の指示に従わない、または実施イベントが当該広場での活動にそぐわないと判断した場合は、次回より使用をお断りする場合がございます。